平成３０年（フ）第１号
新潟県上越市大字北方1161番地１、前住所新潟県上越市大字下源入138番地１　メゾン大地Ｃ　101号
債務者　上村めぐみ
１　決定年月日時　平成30年４月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五十嵐望美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成３０年（フ）第４１４号
札幌市白石区北郷３条13丁目１番38―205号
債務者　成瀬　徳巳
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　健司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８３号
鹿児島市小松原１―23―12　全警ビル403、住民票上の住所福岡市中央区天神５丁目９番２―405号
債務者　内村　康一
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　時枝　和正
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１５９号
北九州市八幡西区岸の浦１丁目13番48―１号
債務者　鈴木　俊彦
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷川　　啓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１９号
兵庫県小野市天神町80番地の765
債務者　ＨＩＤＥゴルフ工房こと　藤本　秀樹
１　決定年月日時　平成30年４月３日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣井　正則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月28日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第１０４号
広島市佐伯区観音台３丁目８番28号
債務者　森脇　純子
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金子　昌稔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７号
滋賀県長浜市稲葉町308番地
債務者　山内　弘高
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福井　達生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第８号
滋賀県長浜市稲葉町308番地
債務者　山内　智史
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福井　達生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成３０年（フ）第１４９号
神戸市東灘区御影中町６丁目２番11―203号、従前の住所神戸市中央区国香通６丁目２番15号サンビルダー三宮東503号室
債務者　織林　元気（旧姓利部）
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱本　　由
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第７４号
函館市中島町26番16号　コーポオサナイ202号室
債務者　船木　珠美（旧姓汐谷）
１　決定年月日時　平成30年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第７７号
函館市湯浜町16番38号
債務者　斉藤　達満
１　決定年月日時　平成30年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第７８号
函館市西旭岡町１丁目30番地３
債務者　川村　佐織
１　決定年月日時　平成30年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第８０号
函館市深堀町31番10―106号
債務者　歩仁内哲治
１　決定年月日時　平成30年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１８７号
埼玉県川口市飯塚２丁目８番24―606号　オークガーデン
債務者　石川　忠彦
１　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
さいたま市桜区大字下大久保1177番地１　パストラル１　201
債務者　仲宗根隼人
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１８６号
埼玉県上尾市中妻１丁目９番地14　マンションセルシオ401、旧住所埼玉県熊谷市筑波３丁目６番地　星川ハイツ603
債務者　重成　祐介
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１９９号
さいたま市南区辻６丁目10番24号　コーポコスモス203、旧住所さいたま市南区辻６丁目10番24号102
債務者　大島　　実
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係